

総務常任委員会 審査順序

○ 付託議案等について

議案第 98 号 令和元年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費	1 項 総務管理費	1 目 3 節、3 目 25 節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、都市緑化基金積立金、総合保健センター建設基金積立金、貿易振興基金積立金、こども未来基金積立金、森林環境整備基金積立金、4 目を除く
	2 項 徴税費 5 項 統計調査費	
7 款 商工費 10 款 教育費	1 項 商工費 全部	9 目、10 目

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 3 条地方債の補正

議案第 105 号 八戸市公会堂条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 106 号 八戸市南郷文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 107 号 八戸市文化教養センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 108 号 八戸市職員定数条例等の一部を改正する等の条例の制定について

議案第 109 号 八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 110 号 消費税等の率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 111 号 八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 112 号 八戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○ 請願審査

令和元年請願第 1 号 新井田小学校へのきこえの教室の設置を求める請願

○ その他

- ・ 議会報告会への出席委員について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 (仮称) 八戸市屋内スケート場建設事業外構工事請負の一部変更契約の締結について
- 2 旧柏崎小学校校舎及び屋内運動場他解体工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

八戸市職員定数条例等の一部を改正する等の条例の制定について

1 改正等の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の勤務条件、給与等について規定する等、関係条例について所要の改正をするためのものである。

2 法改正の概要

会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われ、要件に該当しない特別職非常勤職員及び臨時的任用職員は、改正法が施行される令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員へ移行することとなる。

また、会計年度任用職員の勤務時間、休暇、給与等については条例において適切に規定する必要がある。

(1) 臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保（地方公務員法の一部改正）

① 特別職の範囲及び臨時的任用の厳格化

- ・「特別職の範囲」を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化。
- ・「臨時的任用」は、「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化。

② 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

- ・一般職の非常勤である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化。
- ・「会計年度任用の職」を「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」と、当該「会計年度任用の職」を占める職員を会計年度任用職員と定義し、パートタイムのものと、フルタイムのものとの 2 つに類型。

(2) 会計年度任用職員に対する給付の規定（地方自治法の一部改正）

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備。

3 改正等をする条例

- (1) 八戸市職員定数条例
- (2) 八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (3) 八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例
- (4) 八戸市職員の育児休業等に関する条例
- (5) 八戸市職員の勤務条件に関する条例
- (6) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (7) 八戸市職員の給与に関する条例
- (8) 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例
- (9) 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (10) 八戸市職員退職手当支給条例
- (11) 八戸市非常勤特別職の職員の公務災害補償等条例
- (12) 八戸市職員等の旅費支給条例
- (13) 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (16) 八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例（※廃止）
- (17) 附則において改正する条例
 - ・ 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
 - ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - ・ 八戸市消防団条例

4 改正等の主な内容

(1) 八戸市職員定数条例の一部改正

会計年度任用職員は非常勤の職と位置づけられており、職員定数条例の対象外となることから、本条例の対象となる職員の範囲を改める。

(2) 八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

パートタイムの会計年度任用職員に対して減給処分を行う場合、報酬を減額することを規定する。

(3) 八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の休職の期間はその任用期間の範囲内とすることを規定する。

(4) 八戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

会計年度任用職員は、勤勉手当の支給対象、及び育児休業から復帰した場合の給料の号給の調整の対象とならないことから、対象となる職員から除く。

(5) 八戸市職員の勤務条件に関する条例の一部改正

臨時的に任用された職員、及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して、常勤職員の規定にかかわらず、規則で定める基準に従い、任命権者が定める旨の規定を新設する。

(6) 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

特別職非常勤職員の対象となる職が限定されたことから、本条例で定める特別職の規定を地方公務員法の条項を引用して定めるよう改めるとともに、その他所要の改正を行う。

(7) 八戸市職員の給与に関する条例の一部改正

- ① 臨時的に任用された職員の給与について、給与の種類は、他の常勤職員の例によることとし、給与の額、支給方法等については、他の常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で市長が定めることを規定する。
- ② 給料表の適用対象とする職員から会計年度任用職員を除く。
- ③ 会計年度任用職員の給与の種類を定め、給与の額、支給方法等については、予算の範囲内で市長が定める旨の規定を新設する。

区分	パートタイムの会計年度任用職員	フルタイムの会計年度任用職員
給与の種類	報酬及び期末手当	給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
給与の額及び支給方法等	<ul style="list-style-type: none">・報酬の額は、月額とする。ただし、任命権者が月額で定めることが適当でないことを認めた場合には、月額によらないことができる。・給与の額、支給方法等については、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。	給与の額、支給方法等については、常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。

※パートタイムの会計年度任用職員に、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当に相当するものを報酬として支給できる。

(8) 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正

パートタイムの会計年度任用職員を特殊勤務手当の支給対象から除く。

(9) 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ① 臨時的に任用された技能労務職員の給与について、給与の種類は、他の常勤職員の例によることとし、給与の額、支給方法等については、他の常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で市長が定めることを規定する（八戸市職員の給与に関する条例と同様）。
- ② 会計年度任用職員である技能労務職員の給与の種類を定め、給与の額、支給方法等については、予算の範囲内で市長が定める旨の規定を新設する。

なお、技能労務職員については、地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定により準用される地方公営企業法の規定により、常勤、非常勤に関わらず、給料及び手当が支給されることとなるため、会計年度任用職員についても同様となる。

区分 (技能労務職員)	パートタイムの会計年度任用職員	フルタイムの会計年度任用職員
給与の種類	給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当	給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
給与の額及び支給方法等	給与の額、支給方法等については、他の常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で市長が定める。	

(10) 八戸市職員退職手当支給条例の一部改正

パートタイムの会計年度任用職員は退職手当の支給対象とならないことから、対象となる職員から除く。

(11) 八戸市非常勤特別職の職員の公務災害補償等条例の一部改正

本条例の題名を「八戸市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例」に改め、非常勤の職員である会計年度任用職員を本条例の対象とするよう規定するとともに、その他所要の改正を行う。

(12) 八戸市職員等の旅費支給条例の一部改正

本条例の題名を「八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例」に改め、パートタイムの会計年度任用職員が公務のため旅行する場合及び通勤をした場合は、本条例に基づきその費用を弁償する規定を新設する。

なお、公務のため旅行した場合の費用弁償は、常勤職員の旅費支給の例によるものとする。

また、通勤した場合の費用弁償額は、常勤職員の通勤手当との権衡、その勤務の特殊性等を考慮し、市長が定めることとする。

(13) 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

フルタイムの会計年度任用職員は、人事行政の運営等の状況の公表対象となることから、対象となる職員に加える。

(14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ① 企業職員で臨時的に任用されたものの給与について、給与の種類は、企業職員の常勤職員の例によることとし、給与の額、支給方法等については、企業職員の常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定めることを規定する（八戸市職員の給与に関する条例と同様）。
- ② 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類を定め、給与の額、支給方法等については、予算の範囲内で管理者が定める旨の規定を新設する。

なお、企業職員については、地方公営企業法の規定により、常勤、非常勤に関わらず、給料及び手当が支給されることとなるため、会計年度任用職員についても同様となる。

区分 (交通部)	パートタイムの会計年度任用職員	フルタイムの会計年度任用職員
給与の種類	給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当	給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
給与の額及び支給方法等	給与の額、支給方法等については、企業職員で常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。	

(15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ① 企業職員で臨時的に任用されたものの給与について、給与の種類は、企業職員の常勤職員の例によることとし、給与の額、支給方法等については、企業職員の常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定めることを規定する（八戸市職員の給与に関する条例と同様）。
- ② 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類を定め、給与の額、支給方法等については、予算の範囲内で管理者が定める旨の規定を新設する。

なお、企業職員については、地方公営企業法の規定により、常勤、非常勤に関わらず、給料及び手当が支給されることとなるため、会計年度任用職員についても同様となる。

区分 (八戸市立市民病院)	パートタイムの会計年度任用職員	フルタイムの会計年度任用職員
給与の種類	給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当	給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
給与の額及び支給方法等	給与の額、支給方法等については、企業職員で常勤職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。	

(16) 八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止

外国語指導員等（国際交流員、ALT）が特別職非常勤職員から会計年度任用職員に移行することに伴い、条例を廃止する。

(17) 附則において改正する条例

- 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び八戸市消防団条例

八戸市職員等の旅費支給条例の題名の改正に伴い、条例中において引用している「八戸市職員等の旅費支給条例」を「八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例」へ改める。

5 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の欠格事項における成年被後見人又は被保佐人に係る規定の整備をするためのものである。

2 法改正の概要

地方公務員法第 16 条で定める欠格条項から、成年被後見人又は被保佐人を削除するとともに、第 16 条を引用する第 28 条の条項を修正するものである。

[地方公務員法の改正内容]

法改正後	法改正前
<p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</p>	<p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 職員は、第十六条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。</p>

3 改正の内容

成年被後見人又は被保佐人に該当することが要件となる関係規定を削除するものである。

4 改正をする条例

- (1) 八戸市職員の給与に関する条例
- (2) 八戸市職員退職手当支給条例
- (3) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

5 施行期日

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

消費税等の率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 改正の理由

消費税法及び地方税法の一部改正による消費税及び地方消費税の率の改定に伴い、関係条例について所要の改正をするためのもの。

2 改正する条例一覧

別紙のとおり（65 条例）

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

別紙 改正する条例一覧

改正条例	使用料等の主な内容
第1条 八戸市南郷農産物直売施設条例	直売所利用料金
第2条 八戸市ジャズの館条例	ホール等利用料金
第3条 八戸市島守田園空間博物館施設条例	研修室、農園等利用料金
第4条 八戸市南郷総合交流ターミナル施設条例	宿泊料等
第5条 八戸市青葉湖展望交流施設条例	山の楽校交流室等利用料金
第6条 八戸市南郷そば振興センター条例	設備等利用料金
第7条 八戸市立集会場条例	大広間等使用料
第8条 八戸ブックセンター条例	ドリンクスタンド使用料
第9条 八戸市公会堂条例	ホール等利用料金
第10条 八戸市南郷文化ホール条例	ホール等使用料
第11条 八戸市文化教養センター条例	和室等利用料金
第12条 八戸市健康運動センター条例	体育館等利用料金
第13条 八戸市武道館条例	柔道場、剣道場又はレスリング場等利用料金
第14条 八戸市屋内スケートリンク条例	スケートリンク使用料等
第15条 八戸市屋内トレーニングセンター条例	主練習場等利用料金
第16条 八戸市スポーツ研修センター条例	研修室等利用料金
第17条 八戸市体育館条例	競技場等利用料金
第18条 八戸市多賀多目的運動場条例	天然芝球技場等利用料金
第19条 八戸市南郷体育施設条例	南郷野球場等利用料金
第20条 八戸市南郷屋内運動場条例	運動場等利用料金
第21条 八戸市南郷屋内温水プール条例	プール等利用料金
第22条 八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例	南郷陸上競技場等利用料金
第23条 八戸ポータルミュージアム条例	テナント等使用料
第24条 八戸まちなか広場条例	広場使用料
第25条 八戸市行政財産目的外使用料徴収条例	使用期間が1月に満たない場合の土地等使用料
第26条 八戸市公民館条例	ホール等使用料
第27条 八戸市職業訓練センター条例	教室等使用料
第28条 八戸市貸工場条例	貸工場使用料
第29条 八戸市水産科学館条例	食堂施設等利用料金
第30条 八戸市種差海岸休憩施設条例	ショップ使用料
第31条 八戸市蕪島プロムナード公園条例	行商等の行為を行う場合の使用料等

第 32 条	八戸市農村環境改善センター条例	多目的ホール等使用料
第 33 条	八戸市南郷農村婦人の家条例	ホール等利用料金
第 34 条	八戸市鳩田農業研修センター条例	ホール等利用料金
第 35 条	八戸市南郷第八区研修センター条例	会議室等利用料金
第 36 条	八戸市農業経営振興センター条例	多目的研修室等使用料
第 37 条	八戸市中央卸売市場条例	市場等使用料
第 38 条	地方卸売市場八戸市魚市場条例	事務室等使用料
第 39 条	八戸市水産総合管理センター条例	研修室等利用料金
第 40 条	八戸市公設小売市場条例	店舗等使用料
第 41 条	八戸市漁港管理条例	土砂採取料等
第 42 条	八戸市自動車乗車運賃等条例	基準賃率
第 43 条	八戸市福祉センター条例	大会議室等使用料
第 44 条	八戸市総合福祉会館条例	会議室等使用料
第 45 条	八戸市市民保養所条例	宿泊料等
第 46 条	八戸市勤労身体障害者体育施設条例	体育館使用料
第 47 条	八戸市休日夜間急病診療所条例	診断書の交付手数料
第 48 条	八戸市斎場条例	待合室等使用料
第 49 条	八戸市霊園条例	霊園管理料
第 50 条	八戸市津波防災センター条例	研修室等使用料
第 51 条	八戸市島守コミュニティーセンター条例	大ホール等使用料
第 52 条	八戸市国民健康保険直営診療所条例	証明書等文書料等
第 53 条	八戸市立市民病院条例	証明書等文書料等
第 54 条	八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	家庭系粗大ごみ収集、運搬及び処分 手数料等
第 55 条	八戸市農業集落排水処理施設条例	農業集落排水処理施設使用料
第 56 条	八戸市下水道条例	公共下水道施設使用料
第 57 条	八戸市水防センター条例	研修室使用料
第 58 条	八戸市道路占用料徴収条例	占用期間が 1 月に満たない場合の道 路占用料
第 59 条	八戸市法定外公共物管理条例	流水占用料等
第 60 条	八戸市営住宅条例	汚水処理費等
第 61 条	八戸市駐車場条例	定期駐車料金
第 62 条	八戸市都市公園条例	野球場等利用料金
第 63 条	八戸市農村公園条例	行商等の行為を行う場合の使用料等
第 64 条	八戸市多目的交流広場条例	行商等の行為を行う場合の使用料等
第 65 条	八戸市体験学習施設条例	カフェブース等利用料金

八戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の非課税措置の対象への単身児童扶養者の追加、軽自動車税における環境性能割の臨時的軽減及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした種別割の特例措置の見直しその他所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

《個人市民税》

(1) 子どもの貧困に対応するための非課税措置（第 17 条の 2 関係）

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人市民税を非課税とする。（令和 3 年度以後の個人市民税に適用）

《軽自動車税》

(2) 環境性能割の臨時的軽減（附則第 13 条の 2、第 13 条の 6 関係）

消費税率引上げに伴う対応として、取得時の負担感を緩和するため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、税率 1 % 分を軽減する特例措置を導入する。なお、軽自動車税環境性能割の減収分は全額国費（地方特例交付金）で補填される。

【軽自動車】

対象車		通常の税率	臨時的軽減の税率 (R 元. 10. 1～R2. 9. 30)
電気自動車等		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 L P G 車	★★★★かつ 2020 年度基準+10%達成車		
	★★★★かつ 2020 年度基準達成車	1 %	非課税
上記以外の車		2 %	1 %

※★★★★とは、平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車を表す。

(3) 種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し（附則第14条関係）

- ① 消費税率引上げに配慮し、現行の特例措置の適用期限を2年延長する。
- ② 環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例（軽課）の対象を電気自動車等に限定し、令和3年度及び令和4年度に初回新規登録等を受けた三輪以上の軽自動車（自家用乗用車）について適用する。

区 分	現 行	①現行の特例措置 を2年延長	②対象車の見直し
取 得 期 間	H30. 4. 1～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R3. 3. 31	R3. 4. 1～R5. 3. 31
税率の軽減年度 (取得の翌年度のみ)	H31 年度	R2, 3 年度	R4, 5 年度
電気自動車 天然ガス自動車 (H30 年規制 適合又はH21 年規制からNO x10%低減達成)	75%軽減		75%軽減
2020 年度基準+30%達成	50%軽減		軽減なし
2020 年度基準+10%達成	25%軽減		

3 施行期日 令和元年10月1日

ただし2(1)については令和3年1月1日、2(3)の②については令和3年4月1日より施行

○総務常任委員会付託

番 号	令和元年請願第1号	受理年月日	令和元年6月13日
件 名	新井田小学校へのきこえの教室の設置を求める請願		
提 出 者	八戸市大字新井田字西平3 1番地4 6 佐藤 一樹		
紹介議員	苫米地 あつ子		
要 旨			
<p>八戸市内には、きこえの教室が三条小学校と城下小学校の二校です。</p> <p>来年度小学校に入学する、重度の先天性感音難聴——両側人工内耳装用——のある長女について、学区内の新井田小学校に入学を希望しています。</p> <p>現在、長女は八戸学院第二しののめ幼稚園に通園しております。先生方や園児たちが難聴のことを理解してくださり、配慮のおかげで元気に楽しく過ごしています。そして、お友達と一緒に小学校に通うことを楽しみにしています。また、地域の皆さんに難聴について少しでも知っていただくことにつながればいいと考え、幼少期から地元の三社大祭やえんぶりに参加してきました。</p> <p>そのため、学区内には幼稚園のお友達以外にもお祭りのお友達や、近所のお友達とのつながりがあることから、幼稚園、小学校、中学校と人間関係を途切れさせることなく、みんなと一緒にこの地域で育ってほしいと強く願っています。その場合、きこえの教室利用による個別的支援と通常学級での配慮がどうしても必要です。</p> <p>補聴器の性能が著しく向上し、また、人工内耳の埋め込み手術が幼少期に行われるようになって、通常学級等に通学する児童生徒が増加しています。1000人に2から3人いるとされる難聴児ですが、平成14年の調査で、補聴器を使っている児童生徒の63%が、人工内耳を使っている児童生徒の70.6%が通常学級に在籍しています。</p> <p>しかし、他の難聴児——小学生——の保護者の方から、子どもは、教室で十分に聞こえていなくても授業の内容が分からないまま黙って座っているので、先生に聞こえづらいことに気づいてもらえず、学習面で放置されている状態。先生からの指示なども周りの状況を見て行動することが多いから、常に緊張して生活をしていると思うと聞いています。また、これまでに就学に向けて様々な機関に相談をしまいましたが、きこえの教室がある学区に引越しをすればいいのではないかと、聾学校に入学すればいいのではないかと、予算を伴うことなので新たにきこえの教室を設置するのは難しいなど、当事者にとってはつらい言葉ばかりでした。</p> <p>難聴児が置かれている厳しい状況を理解していただき、八戸市の子どもたちがどの子ども大切にされるように、教育環境の改善のために御尽力くださるようお願い申し上げます。</p> <p>1 八戸市立新井田小学校に、きこえの教室を設置すること。 2 八戸市における難聴児への支援体制をつくること。</p>			

(仮称)八戸市屋内スケート場建設事業外構工事請負の一部変更契約の締結について

1. 工事名

(仮称)八戸市屋内スケート場建設事業外構工事

2. 契約者

穂積建設工業株式会社

3. 契約額

変更前	253,909,080円
変更後	271,144,800円
増額	17,235,720円(6.8%)

4. 主な変更理由

(1) 残土処理工の増工

現地精査の結果、残土処理工4,300m³増工する。

(2) 水替工の増工

雨水排水設備工の施工にあたり、床掘りを行ったところ湧水が発生し支障となることから常時排水が必要となるため、水替工1式を増工する。

(3) 伐採工の増工

カルバート工の施工にあたり、桜の木が支障となることから、伐採工1式を増工する。

(4) 交通誘導警備工の増工

工事車両等の出入りにあたり、建築工事等の隣接する工事の工事車両と同じ出入り口を使用することから、災害防止のため交通誘導警備工1式を増工するものである。

旧柏崎小学校校舎及び屋内運動場他解体工事請負の
一部変更契約の締結をすることの専決処分について

1. 工事の名称

旧柏崎小学校校舎及び屋内運動場他解体工事

2. 契約者

三友・曾我特定建設工事共同企業体

3. 変更の内容

- ・期間 変更前：契約締結の翌日から令和元年9月11日まで
変更後：契約締結の翌日から令和元年11月10日まで

4. 主な変更理由

解体工事の中で、近隣住民の生活環境に与える影響等を考慮し、屋内運動場の解体について足場を設置し施工した結果、想定外の時間を要したことによるものである。

5. 専決処分年月日

令和元年9月11日